6 補助対象外の事業

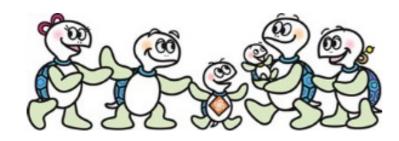
- 営利を目的としたもの
- 政治、宗教、選挙活動に関わるもの
- 施設の建設、整備
- 〇 政策の提案
- 地域の交流などにおける親睦会的な飲食
- 過去に補助対象となった事業と同一または同一とみなされる事業
- ※判断に迷う場合は、必ず区政推進課 地域力推進担当へ相談してください。

7 注意事項

- 継続して補助金交付を希望する団体は、毎年申請し、審査を受ける必要があります。
- 神奈川区・横浜市及び社会福祉協議会から補助・助成等の支援を受けている事業は、 本事業には申請できません。
- ○提出書類の返却はしません。
- 本事業は、他の補助金が活用できる場合は、本事業への申請はできません。

(例:防災に関する取組 → 「共助推進事業」)

○ 補助対象団体については交付決定後、事業名・団体名・事業概要を区のHPに掲載します。



問合せ・提出先

神奈川区役所 区政推進課 地域力推進担当(本館5階502窓口)

〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8

電 話:045-411-7026 FAX:045-314-8890

メールアドレス: kg-tiiki@city.yokohama.jp

※ この事業は、横浜市会において令和6年度予算が議決されることを前提としています。

令和7年度 募集スタート!

地域の課題解決・魅力発信を応援するための

からからはは支援補助金 地域づくり大学校 卒業生支援コース



神奈川区には、地域の皆さんが住んでいる街を良くしたいという取組を 支援する**『かながわ地域支援補助金**』があります。

"アクションプラン" (第5期生以前は"夢プラン") の実現等に向けて、地域づくり大学校の卒業生同士が地域とゆるやかにつながりながら活動を継続・発展させ、地域課題解決または魅力発信が期待できる新たな取組を応援します。

募集締切:令和7年3月3日(月)

補助対象 事業	神奈川区地域づくり大学校卒業生同士が主体となって行う、地域課題解決または魅力発信が期待でき、次の①と②いずれかに該当する事業 ① 神奈川区地域づくり大学校卒業時に提出した"アクションプラン"(第5期生以前は"夢プラン")を実現するために始める取組 ② 新たに地域で始める取組
補助対象団体	「神奈川区地域づくり大学校」の卒業生(※1)2名以上(うち1名以上は卒業後3年以内(※2)の者)の団体 ※1 申請時は卒業予定者でも可 ※2 第8期~第10期生が対象
その他 支 援 (5年を限度)	 広報よこはま神奈川区版への掲載の協力 区民利用施設(地区センター、公会堂等)の優先予約 ※区役所内会議室の利用はできません。 ご希望に添えない場合があります。

1 補助限度額

	1 年目	2年目	3年目
補助上限金額	9万円	5万円	5万円
補助対象経費割合		10分の9 限度	

2 申請方法

- ▶ 補助金の申請にあたっては、団体の要件や事業計画等を確認させていただきますので、 必ず事前に区政推進課地域力推進担当にご相談ください。
- ▶ 次の提出書類をご提出ください。
- ※ 「神奈川区地域づくり大学校」の卒業生を団体の代表者もしくは連絡担当者としてください。

【 提出書類 】

- (1)事業申請書(様式第1号)
- (2)事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4)団体概要書(様式第4号)
- (5) 団体の規約・会則など(様式自由)
- (6)役員・会員名簿(様式自由)

様式第1~4は、神奈川区役所区政推進課(5階502窓口)で配布しています。

また、神奈川区のホームページからダウンロードできます。

かながわ地域支援補助金



で検索してください。

【 提出方法 】

区役所窓口(5階502窓口)・郵送・メールいずれかの方法でご提出ください。

※ メールでのご提出の場合は、提出書類受理後、本人確認のため代表者または連絡担当者に電話でご連絡をいたします。

3 スケジュール

R6年度		R7年度		
~3月3日 (月)	3月中旬	4月上旬	4月~翌3月	事業終了後 30日以内
申請書の提出		結果の通知	事業実施	報告書の提出

4 審査方法

申請書類をもとに審査会委員により事業内容等を評価して、交付決定します。

※交付の可否は予算の範囲内で決定するため、審査の結果、交付の対象とならない場合があります。

5 補助対象

本補助金は、次の表の「補助対象」について使用できます。 次の表を申請の参考にしてください。

	T	<u> </u>	
項目	補助対象	補助対象外	
消耗品費	活動に伴う事務用品や材料費等の購入	余興的経費(記念品・賞品など)	
印刷費	事業に関係するチラシやポスター等の 印刷		
使用料	事業に直接関係する会場使用料、機材等 の賃借料	・団体の事務所の維持管理経費 ・団体が管理する会場の経費	
通信費	事業参加者への連絡等活動に伴うハガキ、切手代などの 郵送料	団体が所有する電話等の通話料	
旅費	事業のために利用する公共交通機関等の 交通費	通常活動での交通費事業参加者に対する交通費団体内部の打合せに要する交通費	
謝金	 外部の講師、出演者、指導者等への謝金 	団体内部者への謝金団体の人件費	
保険料	事業開催に伴う行事保険や活動保険		
その他	区長が特別に認めた経費	・30,000円以上の備品の購入・食糧費 (ただし、体験型イベント等における食材 及び講師飲み物は補助対象とする。)	